

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程

平成16年10月1日  
規程第 2 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第9条第2項に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長（以下「学長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

## (定義)

- 第2条 この規程において「第1次学長候補者」とは、学長選考会議に推薦された学長候補者をいう。
- 2 この規程において「第2次学長候補者」とは、学長選考会議が選出し、学内意向聴取の対象となる学長候補者をいう。
- 3 この規程において「最終学長候補者」とは、学長選考会議が選考し、文部科学大臣に申し出る学長候補者をいう。

## (学長選考の機関)

第3条 学長候補者の選考は、学長選考会議が行う。

## (学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、奈良先端科学技術大学院大学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

## (学長候補者の選考時期)

- 第5条 学長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。
- (1) 学長の任期が満了するとき。
  - (2) 学長が辞任を申し出たとき。
  - (3) 学長が欠員となったとき。
  - (4) 学長が解任されたとき。
- 2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合、原則として任期満了の3箇月以前に、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行う。

## (学長候補者の選考方法)

第6条 学長候補者の選考は、推薦、学長選考会議の審査及び学内意向聴取により行う。

## (学長候補者の選考の公示)

第7条 学長選考会議は、学長候補者を選考するとき、別に定める事項を公示

する。

(第1次学長候補者の推薦)

第8条 学長選考会議は、次の各号による第1次学長候補者の推薦を求める。

- (1) 学長選考会議委員による推薦
- (2) 推薦者5人による推薦
- 2 前項の推薦は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の推薦者は、前条の公示の日に在職する常勤の役員（監事を除く。）及び常勤の職員とする。
- 4 第1項の推薦に関し必要な事項は、別に定める。

(第2次学長候補者の選出)

第9条 学長選考会議は、前条の第1次学長候補者のうちから3人以内の第2次学長候補者を選出する。

- 2 学長選考会議は、第2次学長候補者を選出したとき、遅滞なく、推薦者の代表に選考結果を通知する。
- 3 学長選考会議は、第2次学長候補者について別に定める事項を公示する。

(最終学長候補者の決定)

第10条 学長選考会議は、学内意向聴取の結果を参考に、第2次学長候補者のうちから最終学長候補者を選考する。

(報告及び申出等)

第11条 学長選考会議は、前条の選考結果を学長に報告するとともに、別に定める事項を公示する。

- 2 学長は、前項の報告があったとき、速やかに、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出る。

(学内意向聴取)

第12条 第10条の学内意向聴取は、単記無記名投票（以下「投票」という。）によって行う。

(投票実施委員会)

第13条 学長選考会議は、投票を実施するため、投票実施委員会を設置する。

- 2 投票実施委員会は、学長選考会議が指名する5人の委員をもって組織する。
- 3 第2次学長候補者は、前項の委員になることができない。
- 4 投票実施委員会に委員長を置き、学長選考会議が指名する。
- 5 委員長は、投票実施委員会を主宰する。

(投票の公示)

第14条 投票実施委員会は、投票の実施について、別に定める事項を公示する。

(投票資格者)

第15条 投票資格者は、前条の公示日に在職する次に掲げる者とする。ただし、休職中、停職中又は海外渡航中の者及び投票の日までに離職した者は、投票資格を有しない。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤は除く。）
- (3) 専任の教授
- (4) 事務局長
- (5) 事務局の部長及び課長

(投票)

第16条 第2次学長候補者について、投票資格者による投票を行う。

(不在者投票及び代理投票)

第17条 投票日に公務による出張及び研修により投票できないときは、不在者投票を行うことができる。

2 代理投票は認めない。

(投票結果の報告)

第18条 投票実施委員会は、投票の終了後、速やかにその結果を学長選考会議に報告するとともに、学内に公表する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。